

令和2年度・3年度 横浜町指名競争入札参加資格審査申請書提出要綱

1. 受付期間 令和3年1月15日から令和3年2月26日まで
(午前9時から12時 午後1時から4時 ※土日祝日を除く)
※新規申請については随時受付
2. 有効期間 【町内業者】 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(1年間)
【町外業者】 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで(2年間)
3. 提出方法 ① 持参又は郵送(受領書・受領印が必要な場合、切手を貼った返信用封筒又はハガキを同封すること)
② A4フラットファイル(色指定なし)に提出書類を番号順に綴り、提出すること。
4. 提出先 〒039-4145
青森県上北郡横浜町字寺下35
横浜町役場 建設水道課

TEL 0175-78-2111
5. その他 ① 提出書類の様式は、中央公契連統一様式に準じたもの、又は国土交通省統一様式に準じたものとする。
② 証明書類は、申請書提出時における最新(直前3ヶ月以内)のものを提出すること。
③ 申請内容に変更があったときは、その都度「変更届」を提出すること。様式は任意とし、変更事項、変更前事項、変更後事項、変更年月日を記載のうえ、必要書類を添付のこと。

【 建設工事 】

1. 提出書類

(1) 中央公契連統一様式、又は国土交通省統一様式に準じたもの

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- ② 営業所一覧表
- ③ 工事経歴書（直前1ヶ年分）

(2) 添付書類

- ④ 経営事項審査結果通知書（写）
（最新で有効なもの）
- ⑤ 建設業許可証明書（写）
- ⑥ 技術者経歴書（工事及び資格を詳しく記入）
（町内業者については、技術職員に関する資格の証明等の写しを添付すること）
- ⑦ 登記事項証明書又は身分証明書（写）
（申請者が法人の場合は登記事項証明書、申請者が個人の場合は身分証明書）
- ⑧ 営業用機械器具一覧表
- ⑨ 納税証明書（写）
（※ 内容は、後掲）
- ⑩ 印鑑証明書（写）
- ⑪ 使用印鑑届（印鑑証明書以外の印鑑を使用する場合のみ提出）
- ⑫ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写）
- ⑬ 年間委任状（委任する場合のみ提出）

※ ファイルの表紙及び背表紙には、『申請年度』、『入札参加資格審査申請書（建設工事）』及び『業者名（商号、名称）』を記載してください。

【 測量・建設コンサルタント等 】

1. 提出書類

(1) 中央公契連統一様式、又は国土交通省統一様式に準じたもの

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ② 営業所一覧表
- ③ 測量等実績調書（直前2ヶ年分）
- ④ 技術者経歴書

(2) 添付書類

- ⑤ 登録証明書等（写）
- ⑥ 財務諸表類（直前2ヶ年分）
- ⑦ 登記事項証明書又は身分証明書（写）
（申請者が法人の場合は登記事項証明書、申請者が個人の場合は身分証明書）
- ⑧ 納税証明書（写）
（※ 内容は、後掲）
- ⑨ 印鑑証明書（写）
- ⑩ 使用印鑑届（印鑑証明書以外の印鑑を使用する場合のみ提出）
- ⑪ 年間委任状（委任する場合のみ提出）

※ ファイルの表紙及び背表紙には、『申請年度』、『入札参加資格審査申請書（測量・コンサル）』及び『業者名（商号、名称）』を記載してください。

【 物品等（物品の製造・買入れ・売払い・役務提供等） 】

1. 提出書類

(1) 中央公契連統一様式、又は国土交通省統一様式に準じたもの

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）
- ② 営業所一覧表
- ③ 物品・製造等実績一覧表（直前1ヶ年分）

(2) 添付書類

- ④ 取扱品目一覧表（様式は任意）
- ⑤ 主要取引金融機関一覧表（様式は任意）
- ⑥ 登記事項証明書又は身分証明書（写）
（申請者が法人の場合は登記事項証明書、申請者が個人の場合は身分証明書）
- ⑦ 納税証明書（写）
（※ 内容は、後掲）
- ⑧ 印鑑証明書（写）
- ⑨ 使用印鑑届（印鑑証明書以外の印鑑を使用する場合のみ提出）
- ⑩ 医療機器については、上記の他に営業所一覧表及び代理店証明書（写）
- ⑪ 警備業者は、公安委員会の認定証（写）
- ⑫ 清掃業者は、建築物環境衛生一般管理業登録証明書（写）
- ⑬ 自動車修理業者は、自動車分解整備業の指定又は認証を証明する書類（写）
- ⑭ その他許可及び登録を必要とする業者は、各種許可証及び証明書（写）
- ⑮ 年間委任状（委任する場合）

※ ファイルの表紙及び背表紙には、『申請年度』、『入札参加資格審査申請書（物品製造等）』及び『業者名（商号、名称）』を記載してください。

◎ 納税証明書

申請書提出以前の3ヶ月以内に発行された本社・本店にかかる納税証明書を提出すること。町内に本社本店がある事業者は直前1ヶ年分、町外事業者は直前2ヶ年分または、未納がないことの証明とします。

横浜町内に本社本店がある法人事業者

【国税】消費税及び地方消費税（その1またはその3の3）

【県税】法人県民税・法人事業税

【町税】法人町民税・固定資産税等（地方税第5条関係すべて）

横浜町内に本社本店がある個人事業者

【国税】消費税及び地方消費税（その3の2）

【県税】個人事業税

【町税】住民税・固定資産税・国民健康保険税（地方税第5条関係すべて）

横浜町外の法人事業者

【国税】消費税及び地方消費税（その3の3）

【都道府県税】法人県民税・法人事業税

【市町村税】提出の必要なし

横浜町外の個人事業者

【国税】消費税及び地方消費税（その3の2）

【都道府県税】個人事業税

【市町村税】住民税

※ 納税証明書に関しては写しも可とする。

※ 各税について課税されていない場合も、非課税の証明又は未納がないことの証明書を提出すること。

※ 町外に本社・本店がある場合で横浜町に支社・支店・営業所等があるときは、当該営業所等の町税（2ヶ年分）についても提出すること。